

平成24年 雇用保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

- [問 10] 労働保険の保険料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 一括された個々の有期事業であって保険年度の末日において終了していないものは、その保険年度の確定保険料の対象から除外し、次年度の概算保険料の対象とする。
 - B 雇用保険に係る保険関係が成立している事業において、賃金が毎月末日締切り、翌月 10 日支払とされている労働者(雇用保険法に規定する「短期雇用特例被保険者」及び「日雇労働被保険者」を除く。)が平成 24 年 1 月 20 日に満 64 歳となった場合、同年 2 月 10 日及び同年 3 月 10 日に支払われた当該労働者の賃金は、平成 23 年度確定保険料の算定に当たり、雇用保険分の保険料算定基礎額となる賃金総額から除かれる。
 - C 労働保険徴収法第 39 条第 1 項に規定する事業以外の事業であっても、雇用保険法の適用を受けない者を使用する事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定する。
 - D 継続事業の事業主が納付した労働保険料の額が、確定保険料の額を超える場合において還付請求が行われないうとき、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法令の定めるところにより、その超える額を次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料等に充当する。
 - E 平成 24 年 3 月 20 日締切り、翌月 5 日支払の月額賃金は、平成 23 年度保険料の算定基礎額となる賃金総額に含まれる。

試験問題の正答 択一式	8	9	10
	C	D	B

雇用保険法
(労働保険の保険料の徴収
等に関する法律を含む)